

女性の 創業



応援します！

女性の創業は、ワークライフバランスを重視した多様な働き方の一つとして、注目されています。

県では女性の創業を支援する取組みを募集します。



【募集事業】

女性の創業を支援するためのもので、創業にかかる女性特有の課題の解決につながる事業

(例) セミナーや塾の開催、参加女性専用シェアオフィス開設イベント出店、参加ほか

【対象者】

個人：県内在住で女性の創業を支援する事業を行う者で、過去3年以上の実績があるもの

団体：5人以上の異なる業種に従事する女性起業家もしくは創業を支援する活動を行うもの

【締切】平成28年6月30日(木)

【補助金額】

対象経費の2/3、上限額30万円

○詳しい募集内容については、福井県産業労働部産業政策課ホームページ
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/index.html>

○お電話でのお問い合わせ

福井県産業労働部産業政策課 創業・ITビジネス支援グループ
TEL 0776-20-0537

★ふくい女性創業チャレンジ支援 募集概要★

補助対象者

補助金の対象となる個人および団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

○個人の場合は、県内に在住する者であって、女性の創業を支援する事業を行っている者であり、過去3年以上の実績があるもの。

○団体である場合は、構成員が5人以上の団体であって、異なる業種に従事する女性起業家もしくは創業を支援する活動を行う者であること。

補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、創業希望者もしくは創業間もない（創業後5年以内）女性を支援する次に掲げるものとし、いずれの場合も、創業にかかる女性特有の課題の解決につながる事業とします。

(1) 研修の実施や塾の開催の場合は、3回以上、継続的に実施するもので、創業にかかる具体的な支援につながるもの

(2) イベント開催や出店の場合は、特定の受益者を対象とせず、かつ、単なる物品販売、営利等を目的としないイベントの開催もしくは出店

(3) その他、女性の創業支援に資する事業で、一定期間継続的に実施するもの

補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、主に以下の経費とします（詳細は要綱参照）。

- ・ 専門家謝金、専門家旅費、研修参加費用や旅費
- ・ 事務費：会議費、使用料および賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、保険料、手数料
- ・ 委託料 ・ 負担金 ・ その他知事が必要と認めるもの

補助率および補助金の額

補助率は、前条に定める補助対象経費の3分の2以内で、補助金の額は、1補助対象者あたり30万円を限度とする。

応募方法・締切

○下記まで必要書類を提出してください。

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課 創業・ITビジネス支援グループあて

○提出書類

事業計画書および収支予算書等（実施要領様式第1号）

○募集締切 平成28年6月30日（木）

審査および決定

事業内容が本事業の趣旨に合致、履行の確実性、予想される効果などについて、総合的に審査を行い、県が採択の可否を決定し応募者に通知します。

※詳しくは、福井県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/index.html>

《お問合せ》

福井県産業労働部産業政策課

創業・ITビジネス支援G 児玉

TEL 0776-20-0537

Mail sansei@pref.fukui.lg.jp